不登校こどもネットワーク柏 規約

第1章　総則

（名称）

第1条　本会は、不登校こどもネットワーク柏（以下「本会」という。）と称する。

（所在地及び事務局）

第2条　本会の所在地及び事務局は、千葉県柏市内に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、不登校や学校に行きづらさを抱えるこども及びその保護者が、孤立することなく、必要な情報、居場所、相談先及び親の会等につながることができる地域づくりを目的とする。

2 本会は、不登校のこどもの居場所づくりに取り組む団体、保護者同士で支え合う親の会、支援者及び関係者が相互に情報を共有し、連携するためのネットワークとして活動する。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 各加盟団体及び関係者との相互の情報連携及び交流の促進

(2) 地域の居場所、親の会、相談先等の情報をまとめたチラシ等の作成及び配布

(3) 公式ホームページ、SNSその他の情報発信媒体の作成、管理及び運営

(4) 不登校や学校に行きづらさに関する情報の収集及び発信

(5) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章　会員

（会員）

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、次の各号のいずれかに該当する者のうち、代表が承認した個人又は団体とする。

(1) 不登校のこどもの居場所を運営する団体の代表者又は運営者

(2) 不登校のこどもの保護者を支え合う親の会の代表者又は運営者

(3) 不登校や学校に行きづらさを抱えるこども及びその保護者の支援に関心があり、本会の活動に寄与する意思のある個人又は団体

(4) その他、代表が本会の目的に照らして適当と認める者

（入会）

第6条 本会に入会しようとする者は、代表に対して入会の申し出を行い、その承認を得なければならない。

2 代表は、入会の承認にあたり、必要に応じて役員の意見を聴くことができる。

第4章　役員及び組織

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 若干名

(3) 運営委員 若干名

(4) 会計 1名

2 会計は、代表、副代表又は運営委員が兼ねることができる。

3 役員は、会員の中から代表が選任する。

（役員の職務）

第8条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、本会の事業の企画及び運営に協力する。

4 会計は、本会の会計事務を行う。

（運営）

第9条 本会の意思決定及び日常の業務執行は、役員が協議のうえ行う。

2 重要な事項については、必要に応じて会員の意見を聴取するものとする。

3 本会は、総会を設置しない。ただし、代表が必要と認めるときは、会員及び関係者による意見交換の場を設けることができる。

第5章　会計

（資産及び経費）

第10条　　本会の運営に要する経費は、協賛金、寄付金、事業収入その他の収入をもってあてる。

（会計年度）

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

（会計報告）

第12条 代表は、毎会計年度終了後、会計担当者とともに当該年度の決算報告を作成し、書面、電子メール、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかに会員に対して報告を行わなければならない。

2 本会の収支及び会計に関する資料は、代表又は会計が適切に保管する。

第6章　規約の変更及び解散

（規約の変更等）

第13条 本規約の変更及び本会の解散は、役員の協議により決定する。

2 前項の決定を行ったときは、代表は、書面、電子メール、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかに会員に報告するものとする。

第7章　個人情報の取扱い

（個人情報の取扱い）

第14条 本会は、活動を通じて取得した個人情報について、本会の目的の範囲内で適切に取り扱うものとする。

2 本会は、本人の同意なく、取得した個人情報を第三者に提供しない。ただし、法令に基づく場合又は本人の生命、身体若しくは安全を守るために必要がある場合は、この限りでない。

第8章　補則

（補則）

第15条 本規約に定めのない事項については、役員の協議により定める。

附則

1　本規約は、2026年7月1日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表　若狭 朋広

副代表　林 紗絵子

運営委員　松本 寛道

3 設立当初の会計は、代表が兼ねるものとする。